

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成29年9月号 vol.35



昨日、我が家の郵便受けに、松本マラソンのゼッケンが届いていました。ヤバイ!! ついに来てしまいました。

10月1日 第1回松本マラソン、私にとっては2年ぶりのフルマラソン出場になります。2年前は、レース一ヶ月前に練習中の転倒で肉離れ。そして今回も... J2リーグ 松本山雅の応援で熱が入りすぎ、ふくらはぎを故障したまま治らず。

こんな調子ですが、大好きな松本の街を走れることが楽しみで仕方ありません。結果は、またこの通信で報告いたします。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



皆さんには確定申告でも最も馴染みのある”医療費控除”。所得税の確定申告をしている方の約3割が利用しているというデータもあります。

この医療費控除のための添付書留が、従来の”領収書”から”明細書”に転換されることになりました。次の確定申告からの適用になりますのでご注意ください。

”マイナポータルで医療費を確認して、そのまま転記申告できる制度も秋にはスタート”

新しく確定申告書に添付することになる”明細書”の様式は、国税庁がホームページ上で公表しています。従来は、添付書類としては不相当とされていた”医療費のお知らせ”などが活用できることになったことも大きな改正点になります。ポイントは以下のとおり。

- ・確定申告書には、従来の医療費の領収書の提出や提示に代えて、”医療費の明細書”や”特定一般用医薬品等購入費(セルフメディケーション税制用)の明細書”を添付することになります。
- ・ただし、領収書は申告期限から5年間は保管しておく必要があります。
- ・健康保険組合等から定期的に送られてくる”医療費のお知らせ”の内容を、明細書に転記申告することも可能です。その場合は、5年間の領収書の保管義務もありません。
- ・マイナポータル上で、医療費の内容を確認し、そのまま明細書に転記申告するシステムも秋頃から開始する見込みです。

ということで、一部、領収書の収集が不要になるなど簡素化されてはおりますが、セルフメディケーション税制を利用するための医薬品購入などは、引き続きマメに領収書を保管しておく必要はあります。

「今月の本の紹介」

「人生を照らす禅の言葉」
(横田 南嶺 著・到知出版社)

長らく未読のコーナーに置いてあった一冊。この夏、書齋をきれいに片付けスッキリしたら、ちょっとページをめくってみようという気持ちになりました。数年前、坐禅をしようとお寺さんに行ったら、貴方は身体が硬くて無理だと断られ、禅には抵抗を感じておりました(笑)。本のタイトルの如く、人生を照らす言葉がたくさん詰まった一冊でした。坐禅は無理ですが、たまには禅語に触れ、自然を感じ、煩惱や邪念に汚された我が身を見つめ直すのも大切だと思いました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<レンコン南蛮>

- ・レンコン200g →半分にかつして薄切り
- ・はちみつ 大2、純米酒 大2、しょうゆ 大1.5(A)

- ①レンコンに片栗粉をつけて揚げる。
- ②(A)をフライパンに入れ沸騰したら、揚げたレンコンを絡める。
- ③ゴマを振る。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所